

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

---

### （開催要領）

- 1 日時 平成27年12月10日（木）15:54～16:22
- 2 場所 合同庁舎 8 号館416会議室
- 3 出席

#### <WG 委員>

- 委員 阿曾沼 元博 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表  
委員 鈴木 亘 学習院大学経済学部経済学科教授  
委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長  
委員 本間 正義 東京大学大学院農学生命科学研究科教授  
委員 八代 尚宏 国際基督教大学教養学部客員教授  
昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

#### <提案者>

- 北橋 健治 北九州市長  
久保山 雅彦 北九州市シティプロモーション首都圏本部長  
桂 啓子 北九州市シティプロモーション首都圏本部担当係長  
田中 雄章 北九州市総務企画局政策部長  
大庭 千賀子 北九州市総務企画局政策部政策調整課長  
福田 修 北九州市総務企画局政策部政策調整課担当係長

#### <事務局>

- 佐々木 基 内閣府地方創生推進室長  
藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長

### （議事次第）

- 1 開会
  - 2 議事 北九州市スマートシティ創造特区
  - 3 閉会
- 

○藤原次長 それでは、また始めさせていただきます。

最後でございますけれども、北橋市長にもおいでいただきまして、北九州市のヒアリングということになります。

八田座長が離席されておられますので、八代先生に代行をお願いしたいと思いますけれども、10分程度で御説明を頂戴しまして、その後、意見交換ということで、全体を20分と

いうことで考えてございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、八代先生、よろしくお願いいたします。

○八代委員 本日は、わざわざ遠いところからありがとうございました。

それでは、追加提案について御説明をお願いいたします。

○北橋市長 今日は、またさらなる追加提案をさせていただくわけですが、大変お忙しい中を北九州市のためにこうしてヒアリングの機会を与えていただきまして、誠にありがとうございます。

これまでの政府とのやりとりにおきまして、私どもの考えていることを最初に申し上げますと、猛スピードで進む高齢化をかんがみた場合に、特に本市は政令市で一番早く高齢化が進んでおります。この先、介護保険制度が今後も維持できるかという強い問題意識に直面しております。

そこで、介護施設における生産性の向上、サービスの向上、そして、全体としてのコスト削減には、ロボットやICTなどの導入が不可欠であると考えております。それを効率的、効果的に進めるためには、国家戦略特区制度を活用させていただいて、現在の配置基準を見直すことを可能にして、その中で実証、実装を行ってはどうか。これらの焦点については、現在でも強く信じて疑わないところであります。

昨今、政府は一億総活躍社会の実現を目指すとされております。我が国が、そして、近い将来、アジア諸国も直面するのが少子高齢社会であります。その大きな課題は、人口減少、とりわけ、労働人口の減少と要介護者の増大であります。

これを補っていくためには、高齢者にはできる限り長く社会参加していただいて、一方、介護人材を確保して、質の高い介護サービスを安心して受けることのできる環境をつくること、そして、若者や女性、障害者を含めて、全ての人の活躍の場を広げて、雇用の確保、創業支援などの充実を図っていくことが極めて重要と考えております。

本市がこれまでに提案させていただいたシニア・ハローワークの設置あるいはロボット技術などの導入による先進的介護の実証・実装は、政府が目指されております一億総活躍社会にもつながるものと考えております。

今回は、これまでに提案させていただいた高齢者の活躍支援や、介護職員が将来展望を持って働くことのできる環境づくりを加速させて、下支えすることにもつながると考えます。

そこで、若者や女性、高齢者の雇用の場を創出して創業を支援すること、また、少子高齢化の課題解決に向けた本市の先導的な取り組みをモデルケースとして国の内外に発信していくために、ぜひ拠点を形成させていただきたい。

その目標につながる国家戦略特区の規制改革のうちで、これからお願いをさせていただきます3つのメニューの追加をぜひお願いしたいと思います。

具体的な内容ですが、お手元に配付の資料に基づいて、以下、説明をさせていただきます。

まず、1 ページでございます。

繰り返しになりますけれども、本市が特区で目指すものは、少子高齢化のさまざまな課題に本市の産学官が総力を挙げて挑戦し、その課題を解決する策を国内外に向けて発信する、そして、アジアと共に成長するまちを目指すというものであります。

本市の強みは、ものづくりの技術であり、高齢化対応であります。そして、環境の国際協力については、日本の自治体のトップランナーを自負しております。30年以上の経験を通じて培った、アジア諸都市との緊密なつながりという強みを生かしまして、先進的介護の実証・実装や、高齢者の活躍の場の拡大に向けたシニア・ハローワークの設置などによりまして、先進的介護・高齢者活躍の拠点の形成を目指してまいります。

また、シニア・ハローワークの設置、産学官の連携によるスタートアップ拠点及び頭脳拠点の形勢、さらにアジアの高度人材の育成などによりまして、創業・雇用創出の拠点の形成にも全力を注いでまいりたいと考えております。

さらにはこうした本市の取り組みを加速させ、下支えするために、国内外の観光客・ビジネスマンなどの宿泊を始めとする多様なニーズに対応して、交流・インバウンド拠点の形成も進めてまいりたいと考えております。

こうした取り組みの実現のため、ぜひとも規制改革を国家戦略特区の既存メニューの中から3つお願いしたいのでございます。

2 枚目でございます。

このスタートアップ拠点の形成あるいは交流・インバウンド拠点の形成につきまして、本市のポテンシャルを紹介させていただきます。

上のほうにありますように、本市には、イベントやフェスティバルなどへの参加者を含めると、国内外から述べ2,500万人強の観光客が訪れております。この中には、海外からの観光客のほか、研修生や研究者、ビジネス目的の方々も含まれております。この観光目的の外国人旅行者の中には、バックパッカーを初め、個人旅行者も多く、最近では、空きビルなどをリノベーションすることでまち中に安く泊まれる簡易宿泊施設も充実してまいりました。

実は、リノベーションにつきましては、政府の白書の中にも取り上げられる、日本の先進的なモデルの一つが北九州となっております。

また、本市の代表的な観光スポットであります門司港レトロ地区におきまして、宿泊施設として活用可能な歴史的な建築物もあります。

下の段でございますが、スタートアップ企業を支援するために起業を志す方の相談や情報交換、貸しオフィスなどを提供するオープンスペースも充実してまいりました。その中には、fabbit（ファビット）、秘密基地、MIKAGE1881というところがあります。こうした本市のポテンシャルを最大限に発揮して、取り組みをさらに推進するため、特区のメニューの活用をお願いしたいのであります。

3 ページ目でございます。

国内外の交流・インバウンドの拠点で、活用メニューは、滞在施設の旅館業法の適用除外と歴史的建築物に関する旅館業法の特例であります。

今後もさまざまな目的で本市を訪れる外国人の増加が見込まれますが、こうした方々の宿泊施設へのニーズは、予算や滞在期間、趣味、関心事などによってさまざまであります。このようなニーズにきめ細かく応えるために、先ほど申し上げました2つのメニューを活用させていただいて、まち中や観光地に民間が所有している空き施設あるいは未利用の歴史的建造物などの活用を図りたいと考えております。

スタートアップ拠点の形成につきまして、活用メニューは、官民の垣根を越えた人材移動の柔軟化の特例であります。

fabbit（ファビット）などの既存施設と緊密な連携を図りまして、創業間もない企業の営業力を強化し、管理機能を補完するなど、スタートアップ企業のニーズ、チャレンジ精神にあふれる行政職員の適切なマッチングを行うことで、本市発のグローバルベンチャーの育成を支援してまいりたいと考えております。

既存メニューの活用に関する本日の追加提案は以上の3項目であります。3項目とも、本市において意欲を持ってやってみたいという事業者、つまり、事業者候補の存在も確認済みであります。

担当部署には、制度設計の検討を既に指示しております。

私どもは、国家戦略特区とは、規制改革を実現して、もって国・地方の活性化を図るための極めて重要なプラットフォームと認識しております。

先生方におかれましては、何とぞ私どもの考えを御斟酌いただきまして、国家戦略特区というプラットフォームで私どもが存分に働けるチャンスをお与えいただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

御清聴、ありがとうございました。

○八代委員　ありがとうございました。

それでは、委員の方から御質問を。

鈴木さん、どうぞ。

○鈴木委員　どうもありがとうございます。

何点かあるのですが、まず1点だけお聞きしたいのは、介護のICTとかロボットの活用という点でございますが、これは大変結構なことだと思うのですが、具体的に必要な規制緩和というか、この辺を変えたいというところがもしあれば教えていただきたいのです。

今までこういうロボットの活用みたいな御提案のあった自治体の中には、例えば、今、ロボットは介護保険の報酬の中に入っていないけれども、福祉用具貸与のところで算定をさせてほしいとか、あるいは、特養とか、そういう施設の場合には人員の配置基準がありますので、その中にロボットを使って人員を少し少なくしたりとか、そういう御希望があったところが多かったと思うのですが、具体的にはどんな規制緩和をお考えかと

いうことを、もしあればお聞かせいただきたいと思います。

○田中部長 担当部長の田中と申します。

介護の件につきましては、本日は今回の既存メニューの活用の追加提案の御説明ということでこの資料にはございませんけれども、もともと我々が提案させていただいております、今、先生からも少し御紹介いただきましたものは、ロボットを活用したときの人員基準の特例ですとか、今、10人単位にユニットがあって、そこに共同生活室というものがセットでくっついているのですけれども、ロボットをうまく活用して効率的に先進的な介護ができるように、2ユニットで共同生活室を設置し、なおかつ、面積は広げて効率的なところを目指すという規制緩和を別途既に提案をさせていただいております、御説明をしておるところでございます。その提案ももちろんさせていただいております。

○鈴木委員 ありがとうございます。

○八代委員 どうぞ。

○本間委員 旅館業法の適用除外ということで、具体的に歴史的建造物だとか、2ページにあるような施設を旅館業法でやろうとしたら、どういう困難があるとお考えなのか。例えば、帳場をつくらなければいけないとか、いろいろとあると思うのですけれども、そのあたり、具体的に、今、活用のために阻害となっている要件はどういうことかということが1点です。

もう一つは、官民の垣根を越えた人材移動の件ですが、もう一つちょっとよくわからないので、これもどういうところが規制として人材移動を柔軟化する点において阻害要因となっているのか、具体的に何か挙げていただけるともっと理解が進むかなという気がしますので、よろしくお願いします。

○大庭課長 民泊の関係、歴史的建築物の宿泊施設としての活用につきましては、基本的には民泊も自治体の関与がない中で、一般の空き家であったり、例えば、転勤されて、空室になっているものを、御自分が使わない期間は何らかの活用をしたいと思っても、法律的な枠内で活用することが難しいというそもそものことがございますので、そういったところを特区としてさせていただくことによって、資産の有効活用ができると考えてございます。

○本間委員 それは、例えば、施設だとかを指定して、許可なしで宿泊できるようにしたいということでしょうか。

○大庭課長 はい。そういった希望を持っている事業者さんが既に市内におられるということでございます。

○八代委員 それに関連して、今、国のほうでも、例えば、7日以上であればとか、そういう規制緩和は既にやろうとしているわけで、それに加えて何かということを教えていただけますか。

○大庭課長 大田区さんの事例で私どもは少し情報を収集させていただいておりますが、大田区さんも基本的には最低7日以上で民泊を認めていくということをおっしゃっており

まして、私どもといたしましても、市内で既に旅館業法にのっとって営業されておられる方もおられますが、そういった方々とは別のニーズといいますか、先ほど市長の口からもバックパッカーのお話もありましたが、できるだけ安く、ただ、提供されるサービスをホテル並みでなくてもよいという方もおられますので、そういったニーズに応えられるような形で事業をやりたいという方の希望に応えたいということでございます。

その中で、帳場といいますか、フロントの設置等をしますと、さらなる設備投資も必要になってきますし、人の張りつけにつきましても、そういったものがないほうが、安く提供するという意味では、事業者さんにとってはビジネス化する可能性が高まっていくと伺っております。

○北橋市長 先ほどの御質問で、官民の垣根を越えた人材移動のお話でしたが、スタートアップ段階の企業ですから、しっかりと人材をそろえて給料も払って前へ進むというのは、そう簡単なことではございません。だから、現実には官界から民間へという動きは極めてレアではないかと思えます。

しかし、私どもは、この環境や水ビジネスの面で先駆的な取り組みを進めているのですが、その中で有能な人材をぜひ官庁からいただきたいという声も現実に出てきております。

したがって、この特区に指定されますと、かなり活用のめどは立っておりますので、広くPRすることができます。そういったことで、産学官の体制をより強化して前に進めるという、追い風になるものと大いに期待をいたしております。

それから、民泊のお話でしたが、1週間程度宿泊している個人旅行者も多いことも、調査をしてわかってまいりました。空きビルのリノベーションだとか、いろいろとあります。

そうした意味で、この特区の発信力は大変に大きいと思ひまして、まちを挙げてウェルカムな体制を有効に進めるという追い風は相当に期待できるものと、そのニーズはあると踏んでおります。

○八代委員 どうぞ。

○本間委員 官民の移動のときに、今、具体的に何が規制となっているかというところがあるのもう一つ見えないのです。

○田中部長 具体的に、今回、国家戦略特区のメニューで規制改革をしていただいておりますのは退職手当の件で、今、国家公務員や地方公務員をやめると、退職手当の通算年間に当然入らないのですけれども、今回、特区のメニューで、3年以内に官庁、市役所に戻ってくれば、公務員としての退職手当の年限が途切れない、そのまま公務員として退職手当の積算年数に加えていただくという特例がございまして、そちらを活用させていただこうと思っております。

○八代委員 よろしいですか。

先ほどの旅館業法ですが、既に大田区という非常にいいモデルがあるので、やはりそれと同じなのか、それよりもプラスアルファなのかというのを、もうちょっと明確にしてい

ただくといいいのではないかと思います。

民泊の場合は個人の住宅ですが、ここにある歴史的建造物、旧JR九州本社ビルというのは、まさにホテルみたいな形なので、別にフロントをつくったところでそんなに大変な負担だとは思いませんし、普通のホテルと比べて、JRを活用する場合にはどこを外してほしいか、もうちょっと具体的にプランがないと、なかなか交渉も難しいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○田中部長 旧JR九州本社ビルにつきましては、こちらは候補の一つではあるのですけれども、非常に歴史的価値は高いものでございます。

こちらは市の条例で都市景観資源に指定をして活用できないかと思っておるのですが、私どもは世界遺産になりまして、八幡製鉄所等々もありまして、こういう産業観光でぜひインバウンドを含めて観光を頑張っております。産業の歴史が体感できるようなところに泊まれば、観光ルートとしてのレベルも上がると思いますし、まちの特性を生かした形で活用をぜひさせていただきたいと考えております。

規制改革の内容そのもの自体は既存のメニューでございまして、活用を検討されている既存の国家戦略特区の皆様と、活用するメニュー自体、規制の改革という面では同じですので、まちの特性を生かして進めてまいりたいと思っております。

○八代委員 どうぞ。

○阿曾沼委員 先ほどのバックパッカーの方たちの宿泊というのは、1週間ずつというわけではないのだろうと思うのですが、リトルアジアとかタンガテブルみたいなものはあるとしても、通常の民泊の中でバックパッカーの人たちも受け入れていくということですか。そのために、大田区とは違う対応が必要とお考えなのでしょうか。確認でございます。

○大庭課長 北九州市の場合は、このまち中にございますタンガテブル、リトルアジアの現状を聞きますと、1週間程度から1カ月近くくらい、結構長い期間ここを拠点にして、交通の便も陸海空でちょうど交差点というか、いいところにございまして、ここをベースにさまざまな活動がされている方も結構多いということを聞いております。

これは小倉のまち中ですが、実は北九州の7区の別の若松区というところの状況をお聞きしますと、ビジネスで来られた方も、ホテルが黒崎とか北九州の小倉とか割と都心部、副都心部に集中していることもございまして、そういった方々がビジネスで来られたときも民泊のニーズが結構ある。

そういった方々は、1泊2泊くらいではなくて、先ほどのバックパッカーの方と同じように、1週間から2週間、それくらいの期間の宿泊ニーズがあるとも伺っております。

○阿曾沼委員 ありがとうございます。

○八代委員 どうぞ。

○鈴木委員 介護のところで2つくらいお聞きしたいのですけれども、まず、シニア・ハローワークと介護を分けて書いてあるのですけれども、これは割とつながる可能性がある

と思うのです。

というのは、例えば、ロボットなどを入れてアシストツールを入れると、割と高齢の人でも介護現場で働くことができるようになるわけですから、シニア・ハローワークで採用した人材が介護現場に行くとか、そういうことになると、何となく2つがつながっていいなと思ったのですが、そういうお考えがあるのがどうかというのが1点でございます。

もう一つは、外国人材というところを今回は割と北九州は割と大きく取り上げているわけですが、これもよく考えたら、日本の中の高齢化のトップランナーということは、アジア全体にとっても非常にトップランナーなわけです。日本自体が高齢化のトップランナーですから、その中のトップランナーというと、さらにトップランナーということになると思うのですが、そういう意味では、アジアの国々が北九州に学ぶことは、介護とか、高齢化対応ということで非常に大きいと思うのですが、介護のロボットとかテクノロジーを使ったり、介護保険自体もアジアの国々にとっては非常に学ぶべきところが多いわけですが、例えば、これは今回は御提案ではないですが、将来的にアジアの人材、高度人材みたいな者が北九州の介護の現場で学んだりとか、在留資格などをちょっと工夫できないかとか、そういう見通しがあるのかどうかということをお聞かせいただきたいと思うのです。

2点でございます。

○大庭課長 まず、シニア・ハローワークと介護ロボットの導入につきましては、今、まさに先生におっしゃっていただいたように、いろいろなロボットテクノロジーはございますが、特に装着型の負担軽減型のアシストツールがうまく活用できるようになると、高齢者の介護現場での活躍の場が非常に広がってくると思います。

現在も、パートタイマー的に高齢者の方が介護施設で就労されているというお話ももちろん伺っているのですが、その場合の特にいいところと申しますと、やはり入所されている方々と同じ時代を生きてこられた方々なので、非常にお話が合うと申しますか、そういった面でも高齢者が介護現場で活躍されるメリットはあるかと思えます。

ですから、身体的な負担を軽減することによって、介護現場で高齢者が働くことが、入所されている方々にとっての介護サービスの質の向上にもつながっていくのではないかと、私どもも考えているところでございます。

介護人材の不足と言われる中で、私どももいろいろと介護施設のニーズ把握のためにヒアリング等を行っておりますと、それほど多いとは申しませんが、以前EPAで外国人の方を受け入れた施設もございますし、技能実習につきましても、国のほうで、在留資格そのものの、介護という在留資格をいろいろとお考えかと思いますが、介護人材の確保は北九州においてもかなり難しくなってきておまして、そういった外国人材の力を借りることを将来的に考えている施設は、ニーズとしてはあるように伺っております。

○鈴木委員 ありがとうございます。



○八代委員 ありがとうございました。

それでは、時間の制約もありますので、どうもありがとうございました。

○北橋市長 済みません。30秒よろしいですか。

○八代委員 どうぞ。

○北橋市長 介護につきましては、私どもは世界ナンバー1のロボットメーカーも産業医大もありますし、思い切ったことをやらないと、欧米に比べて日本のロボットの福祉分野の活用は大分おこなえてくると思うのです。そういった意味で、最高の体制を持っておりますので、抜本的な規制改革を提案したのです。

ところが、方向性はわかるとしても、やはり現状の施設を考えると今後の課題ではないかというお話も出たということなので、私どもはその方向はこれからも模索するのですけれども、3つの新しいメニューを活用して、ぜひ特区という中で、力いっぱい産学官市民を挙げて実行したい。

この3つのメニューもなかなか難しいことは全国的に見てよく承知しておりますけれども、やはり特区は各界に対するインパクトが全然違うのです。そういう意味で、今日、介護のところをあえて申し上げなかったのは、そういう経過によるところでございます。

よろしく願いいたします。

○八代委員 ありがとうございました。